

## ■ 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

事務の種類	白岡市建築基準法等関係手数料条例							
	別表	区分（一の建築物の床面積300㎡以内）					金額（円）	
低炭素建築物新築等計画認定申請	第35号	ア	適合証または住宅性能評価書の添付有	(ア)	一戸建ての住宅		5,000	
				(イ)	共同住宅等	(～300㎡以内)	11,000	
				(ウ)	非住宅	(～300㎡以内)	11,000	
		イ	標準計算法によるもの	(ア)	一戸建ての住宅	a	～ 200㎡未満	40,000
						b	200㎡以上 ～	44,000
			(イ)	共同住宅等	(～300㎡以内)		80,000	
		ウ	誘導仕様基準によるもの	(ア)	一戸建ての住宅	a	～ 200㎡未満	20,000
						b	200㎡以上 ～	22,000
			(イ)	共同住宅等	(～300㎡以内)		38,000	
		エ	誘導仕様基準・計算併用法によるもの	(ア)	一戸建ての住宅	a	～ 200㎡未満	29,000
						b	200㎡以上 ～	33,000
	(イ)	共同住宅等	(～300㎡以内)		59,000			
オ	標準入力法によるもの	非住宅		(～300㎡以内)	267,000			
カ	モデル建物法によるもの	非住宅		(～300㎡以内)	102,000			
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請	第36号	第35号の額 + 第1号 or 第2号 or 第3号の額（申請の種類に応じた建築確認申請手数料） + 必要な場合は構造適合性判定手数料（大臣プログラム120,700 or 大臣プログラム以外174,600）						
低炭素建築物新築等計画変更認定申請	第37号	第35号の額の 1 / 2 の額						
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請	第38号	第37号の額 + 第1号 or 第2号 or 第3号の額（申請の種類に応じた建築確認申請手数料） + 必要な場合は構造適合性判定手数料（大臣プログラム120,700 or 大臣プログラム以外174,600）						

※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の手数を合算する。